

⇨ 源泉所得税 納期の特例

Q : 源泉所得税の納期の特例とは、どういう制度ですか？

A : 源泉所得税を年2回にまとめて納付することができる制度です。

【解説】

「納期の特例」とは、給与等の支払を受ける者が常時10人未満である源泉徴収義務者に限り、給与等や退職手当等、一定の報酬等から徴収した源泉所得税及び復興特別所得税を、次のように年2回にまとめて納付することができる制度です。

(※)この場合の常時10人未満かどうかは、給与等の支払を受ける者の数が平常の状態において10人未満かどうかで判定することとなっています。日々雇い入れる者を含めると平常10人以上になる場合は、適用できません。

源泉徴収日	納付期限
1月分から6月分	7月10日
7月分から12月分	翌年1月20日(休日のときは翌営業日)

ただし、この制度の適用を受けるには、所轄の税務署長宛に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出して、承認を受けなければなりません。

なお、納期の特例の承認を受けていない源泉徴収義務者が12月に源泉徴収した源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、翌年1月10日ですので、間違いのないようにしてください。



発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

④ 平成28年分の相続税の申告状況

Q : 平成28年の相続税の申告状況が公表されたようですが、どのような内容になっていましたか？

A : 次のようになっています。

【解説】

さきごろ、国税庁から「平成28年分の相続税の申告状況について」が公表されました。主な内容は、次のとおりです。

① 被相続人数等

平成28年中に亡くなられた方(被相続人数)は約131万人(平成27年は約129万人)で、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約10万6千人(同約10万3千人)、課税割合は8.1%(同8.0%)でした。平成27年より0.1ポイントの増加です。

② 課税価格

課税価格の合計は14兆7,813億円(平成27年は14兆5,554億円)でした。被相続人1人当たりでは1億3,960万円(同1億4,126万円)です。

③ 税額

税額の合計は1兆8,681億円(平成27年は1兆8,116億円)でした。被相続人1人当たりでは1,764万円(同1,758万円)です。

④ 相続財産の構成比

相続財産の金額の構成比は、土地が38.0%(平成27年は38.0%)と最も多く、次いで現金・預貯金等31.2%(同30.7%)、有価証券14.4%(同14.9%)となっています。



⇩ 小規模宅地等の特例の見直し

Q : 平成30年の税制改正では、小規模宅地等の特例が見直されるとか。どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

小規模宅地の特例は、次のような見直しがされます。

① 持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の対象者の範囲から次の者を除外する。

イ. 相続開始前3年以内にその者の3親等内の親族又はその者と特別の関係にある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者

ロ. 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

② 貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等(相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者がその貸付事業の用に供しているものを除く)を除外する。

③ 介護医療院に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとしてこの特例を適用する。

この改正は、平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。



発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

⇩ 平成28年分の国外財産調書

Q : 平成28年分の国外財産調書の提出状況が公表されたそうですが、どのような内容でしたか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税庁から「平成28年分の国外財産調書の提出状況について」が公表されました。

国外財産調書とは、所得税や相続税の課税の適正化を目的として創設された制度で、国外に5千万円を超える財産を保有している人は、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した申告書を提出しなければならないとするものです。

申告書を正当な理由なく提出しない場合や虚偽の申告をした場合には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

平成28年分の国外財産調書の提出状況は、次のような内容でした。

①総提出件数

総提出件数は9,102件で、東京局が5,922件と一番多く、次いで大阪局の1,260件、名古屋局の660件、その他が1,260件となっています。

②総財産額

総財産額は3兆3,015億円で、東京局が2兆4,601億円、大阪局が3,957億円、名古屋局が1,734億円、その他が2,723億円でした。

③財産の種類別総額

財産は有価証券が一番多く1兆7,093億円、次いで預貯金の6,015億円、建物の3,474億円、貸付金の1,708億円、土地の1,238億円でした。

